



別表第三の二(第十一條の三關係) 特定分別基準適合物	第四条第六号に規定する分別基準適合物	別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種 [略]	一〇〇分の一五
	別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種 [略]	一〇〇分の二〇	
別表第三の二(第十一條の三關係) 特定分別基準適合物	第四条第五号に規定する分別基準適合物	別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種 [略]	一〇〇分の四〇
	別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種 [略]	一〇〇分の一五	
別表第三の二(第十一條の三關係) 特定分別基準適合物	第四条第六号に規定する分別基準適合物	別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種 [略]	一〇〇分の一〇
	別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種 [略]	一〇〇分の一五	
別表第三の二(第十一條の三關係) 特定分別基準適合物	第四条第六号に規定する分別基準適合物	別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種 [略]	一〇〇分の一五
	別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種 [略]	一〇〇分の三〇	
別表第三の二(第十一條の三關係) 特定分別基準適合物	第四条第六号に規定する分別基準適合物	別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種 [略]	一〇〇分の三〇
	別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種 [略]	一〇〇分の三〇	

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。